

答 申 個 第 3 5 号

平成27年9月14日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成27年4月9日付け南福保第23号による諮問
預金等の調査に係る文書の個人情報一部開示決定についての異議申立てに対する決定
(諮問個第69号)
- (2) 平成27年4月9日付け南福保第24号による諮問
預金等の調査に係る文書の個人情報非開示決定についての異議申立てに対する決定
(諮問個第70号)

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成27年2月18日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「南区役所福祉部保険年金課徴収推進担当が平成27年2月2日から現在に至るまで収集若くは作成した文書等」の開示を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る個人情報として「平成26年度 照会（請求）等決定簿兼文書発送簿」（以下「本件公文書1」という。）、「総括票」（以下「本件公文書2」という。）及び「預金等の取引内容の調査（回答）」（以下「本件公文書3」という。）を特定したうえ、本件公文書1及び本件公文書2のうち、「調査先及び調査内容に関する記述部分」の開示をせず、その他の部分を開示するとの個人情報一部開示決定（以下「本件処分1」という。）及び本件公文書3を開示しないとの個人情報非開示決定（以下「本件処分2」という。）をし、平成27年3月5日付で、その旨及びその理由を次のとおり不服申立人に通知した。（以下、非開示とされた部分を「本件非開示部分」という。）

条例第16条第7号アに該当

本件個人情報を開示することにより、調査の手法及び実施機関が調査により把握した情報を知ることになり、滞納者に対する滞納処分が困難になるなど、国民健康保険料の徴収事務に著しい支障をきたす恐れがあるため。

(3) 異議申立人は、平成27年3月24日に、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分1及び本件処分2の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

4 審査会における審議の方法

本件各異議申立ては、いずれも、異議申立人の国民健康保険料の徴収に関し、実施機関が財産調査を行った際の公文書に関するものであり、同様の内容の個人情報一部開示決定及び個人情報不開示決定の取消しを求めるものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

5 実施機関の主張

個人情報一部開示決定通知書，個人情報非開示決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件個人情報について

ア 南区役所福祉部保険年金課（以下「保険年金課」という。）は，京都市国民健康保険条例施行細則第2条第5項に基づいて，京都市南区長に委任された国民健康保険料等（以下「保険料」という。）の徴収に関する事務を担当している。

イ 異議申立人は，平成26年6月1日付けで国民健康保険へ加入し，同年7月31日から保険料の納付義務を負ったが履行されなかった。その後，異議申立人から，失業により納付困難との申し出を受け，同年9月11日付けで失業による国民健康保険料の減免申請を受理し，保険料の減額を行うと共に分割納付の申請を受け，同年9月末からの分割納付を承認したが，一度も履行されなかった。

ウ このため，保険年金課は，異議申立人の支払い能力の有無を判断するため，本件公文書1に記載する金融機関等に財産調査を行い，当該金融機関等から本件公文書3を得るとともに，その内容を本件公文書2に記載した。

エ 財産調査の結果，異議申立人は滞納保険料について十分な支払い能力を有していることが判明したため，保険年金課は平成27年2月13日付で異議申立人に対し差押予告を送付した。

本件調査は，異議申立人の支払い能力の有無を判断するために必要な調査であり，保険料の確保と負担の公平性を担保するものである。

(2) 条例第16条第7号ア該当性について

ア 滞納整理は通常どの滞納者に対しても同様の流れで行う事務であり，実施機関が今後も同様の流れで滞納者に係る財産調査を行うことを踏まえると，一旦，本件非開示部分を開示すれば，それにより実施機関が行う財産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあり，滞納者が財産の隠蔽や処分等を行い，差押え等を回避することが容易になる。

イ 異議申立人は，保険料に係る督促状を受けた後も，督促状に記載された期限までに保険料を納付していないことから，差押予告を受けるに至ったものである。異議申立人は，平成27年5月現在，分割納付を承認され，履行しているが，京都市国民健康保険条例で定められた納期限までに保険料を納付していないことから滞納者であることにかわりはなく，また，今後も保険料を滞納するという可能性は否定できない。

このため，財産調査の手法等を開示することにより，滞納整理事務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

6 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

条例第16条第7号ア該当性について

- (1) 実施機関は、本件処分1及び本件処分2の非開示理由として、「本件個人情報を開示することにより、調査の手法及び実施機関が調査により把握した情報を知ることになり、滞納者に対する滞納処分が困難になるなど、国民健康保険料の徴収事務に著しい支障をきたす恐れがあるため」としていることから、異議申立人が「滞納者」の定義に該当しなければそもそも条例第16条第7号アの理由である「国民健康保険料の徴収事務に著しい支障をきたす恐れ」の存在も問えないのであるから、条例第16条第7号アの規定を適用できず、個人情報の開示義務を負う。
- (2) 条例第16条第7号アの規定の有権解釈について、「個人情報保護事務の手引」において、「本号…の運用に当たっては、この条例の目的に従い、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用する。」としたうえ、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。」と規定している。

異議申立人は国民健康保険料を滞納していないので、この条例の目的に従い、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用しなくとも、そもそも「滞納者」ではないので、法的保護に値する程度の蓋然性を検討しなくとも、「滞納者に対する滞納処分が困難になるなど、国民健康保険料の徴収事務に著しい支障をきたす恐れがあるため」に明らかに該当しない。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件公文書について

本件公文書1には、起案日、文書番号、送付先、調査対象者が記載されており、決裁の押印欄がある。実施機関は、このうち「送付先」を非開示としている。

本件公文書2には、対象者の氏名のほか、対象者との対応状況や各種調査の結果を記録する欄（具体的な記載はない。）があり、また、対象者や関係機関等との対応の状況等を時系列的に記録する用紙が付されている。実施機関は、財産調査の調査先及びその回答内容を非開示としている。

本件公文書3には、金融機関等ごとで様式が異なるが、照会に対する金融機関等の回答書であり、実施機関はその全部を非開示としている。

- (2) 条例第16条第7号ア該当性について

ア 条例第16条第7号は、「本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示する

ことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定し、「次に掲げるおそれ」として、「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が挙げられている。

イ 実施機関は、一旦、本件非開示部分を開示すれば、それにより実施機関が行う財産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあり、滞納者が財産の隠蔽や処分等を行い、差押え等を回避することが容易になり、滞納整理事務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある旨主張するので、この点について検討する。

ウ 異議申立人の国民健康保険料の徴収に関し実施機関が行った財産調査は、京都市国民健康保険条例で定められた納期限までに保険料を納付しなかった異議申立人に、保険料の支払い能力があるかを判断するために行われたものである。

本件非開示部分を開示すると、実施機関による調査の対象機関やその内容、また回答内容や今後の対応など財産調査の全貌が明らかになり、滞納者が自らの財産の隠蔽や処分を行うことが容易になるおそれがあり、滞納者に対する調査事務は、通常同様に行われることから、今後の滞納整理事務の遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

また、財産調査に関する情報を開示すると、今後の調査において、滞納者との関係の悪影響を恐れて調査の対象機関から協力が得られなくなるおそれがある。

以上から、本件非開示部分を開示することにより、実施機関が行う国民健康保険料の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため、条例第16条第7号アに該当すると判断する。

エ 異議申立人は、自分が「滞納者」に当たらず、「滞納者」の定義に該当しなければ、条例第16条第7号アの理由である「国民健康保険料の徴収事務に著しい支障をきたすおそれ」の存在も問えないのであるから、条例第16条第7号アの規定を適用できず、本件非開示部分を開示すべき旨主張する。

滞納とは、一定の金銭を納付する義務のある者が定められた期限内に納めないことを指すが、異議申立人は、京都市国民健康保険条例で定められた納期限までに保険料を納付せず、その後保険料の減免と分割納付を認められたが、それも履行しなかったため本件の財産調査が行われたというものであるから、滞納処分がなされる前であっても、「滞納者」に該当することは明白である。よって、異議申立人の主張には理由がない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過（諮問個第69号，70号共通）

平成27年 4月 9日 諮問

5月11日 実施機関からの理由説明書の提出

8月 4日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第5回会議）

9月14日 審議（平成27年度第6回会議）

※ 異議申立人から、意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）